
第4次丹波市男女共同参画計画

丹（まごころ）の里 ハーモニープラン

令和6年度 年次報告書

一人ひとりが個性と持てる力を発揮できる

ジェンダー平等のまち

～大好きな丹波で暮らし続けられるために～

丹 波 市

目 次

第4次丹波市男女共同参画計画 令和6年度年次報告書について	・・・	1
第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況	・・・	3
I 施策の体系	・・・	3
II 基本目標ごとの評価まとめ	・・・	4
基本目標1		
男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消	・・・	4
基本目標2		
あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進	・・・	6
基本目標3		
誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	・・・	9
III 事業の実施状況評価	・・・	12
IV 数値目標の実績値一覧	・・・	14
第2部 施策の実施状況	・・・	16
基本目標1		
男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消	・・・	17
基本目標2		
あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進	・・・	20
基本目標3		
誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	・・・	28
第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況	・・・	35
第4部 審議会からの意見	・・・	36

第4次丹波市男女共同参画計画 令和6年度年次報告書について

1 作成の趣旨

丹波市男女共同参画推進条例第24条に基づき、第4次丹波市男女共同参画計画（以下「第4次計画」という。）に基づく施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容を公表するものである。あわせて、丹波市男女共同参画審議会に報告し、その意見を踏まえながら、取組を進める。

2 本報告書の構成

第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

第4次計画においては、丹波市男女共同参画推進条例の7つの基本理念のもと、3つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標に沿った基本方針、推進項目ごとに様々な施策に取り組んでいる。本報告書では、令和6年度の主な推進状況を、3つの基本目標に沿って次のとおりまとめた。

1. 数値目標

本計画の着実な推進を図り、成果を評価することを目的として、それぞれの基本目標に即した数値目標の実績をまとめた。

2. 主な取組状況：数値目標に関する事業のうち、主なものを記載している。

3. 課題と今後の方向性：令和6年度の推進状況を踏まえ、課題と考えている点、今後の方針や取組方法を記載している。

4. 事業の実施状況評価

基本方針ごとにA～Dで評価した施策数を記載している。また、各事業実施にともなう男女共同参画の視点についての評価を配慮度評価として記載した。

【自己評価の基準】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
- B：事業を実施し、一定の成果が得られた
- C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
- D：事業を実施しなかった

【配慮度評価の基準】

- 1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
- 2：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
- 3：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
- 4：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか
- 5：計画に掲げる基本目標の実施に貢献したか

第2部 施策の実施状況

個別施策の詳細について、令和6年度実績と成果、評価、今後の方向性を明らかにした。
なお、評価については、各担当課の自己評価によるものである。

第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づく市が実施する男女共同参画推進施策等に関する申出について、令和6年度の対応状況について報告するものである。

第4部 審議会からの意見

丹波市男女共同参画審議会にその内容を報告し、述べられた意見について、取りまとめたものである。

丹波市男女共同参画を推進するための基本理念

〈丹波市男女共同参画推進条例第3条〉

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会を確保していきましょう。

② 社会制度・慣行が及ぼす影響への配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

③ 方針の立案及び決定への共同参画

男女が社会のあらゆる分野において、方針の立案、決定に共同して参画できるようにしましょう。

④ 家庭生活における活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活での活動と地域や職場などでの活動とを両立できるようにしていきましょう。

⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等について個人の意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活ができるように配慮していきましょう。

⑥ 市民等の協働

市民等が男女共同参画を推進するための活動に自発的・自主的に参画するとともに、協働して取り組みましょう。

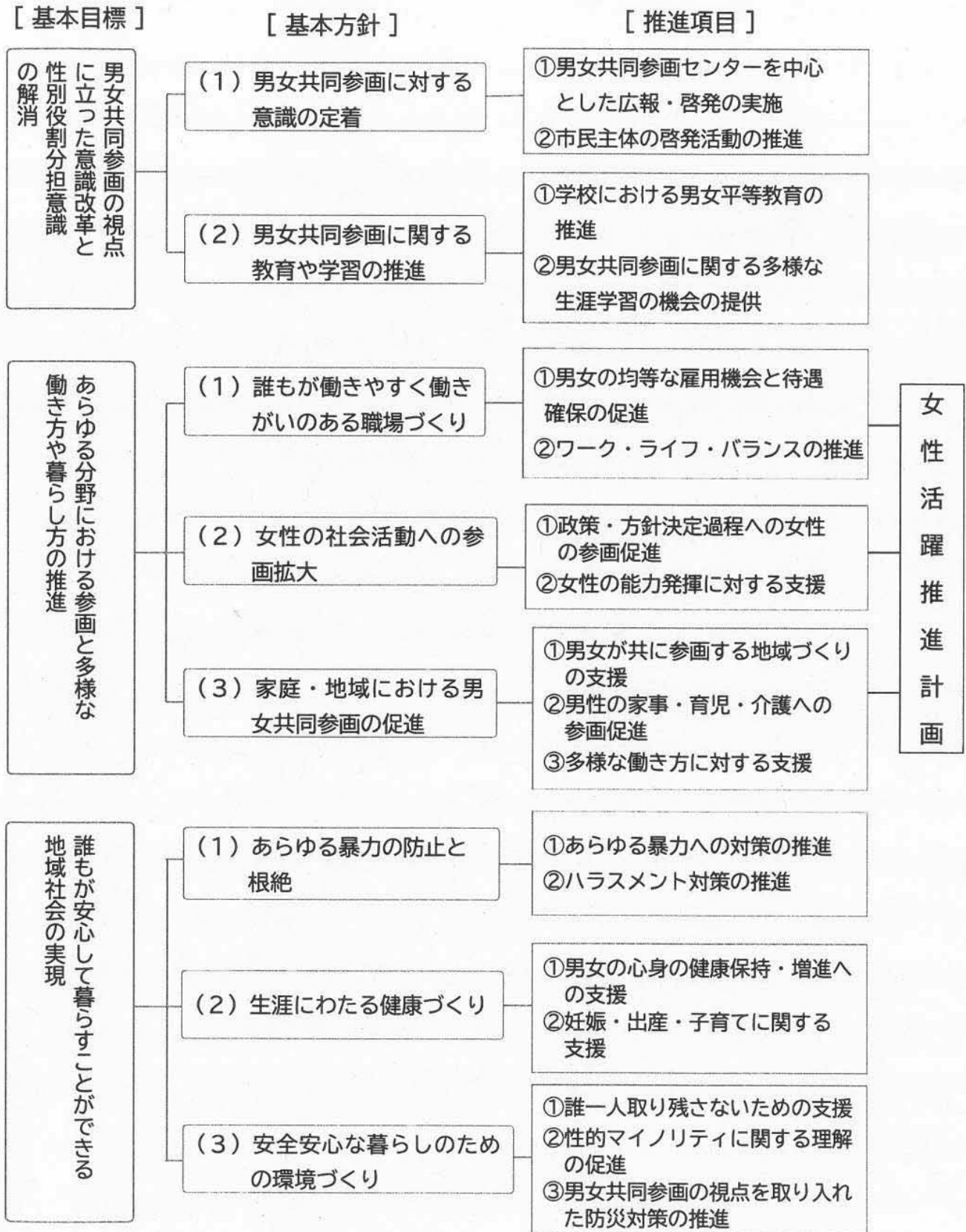
⑦ 国際的協調

男女共同参画は、国際的な取組と連携・協力して推進しましょう。



第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

I 施策の体系



II 基本目標ごとの評価まとめ

基本目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが性別にかかわらず多様な生き方を選択しお互いを尊重し認め合う意識の醸成をめざします。

また、男女共同参画の価値観や意識の形成は、幼少期からの生育環境などからも影響を受けるため、子どもだけでなく、子どもに関わるすべての大人に対し、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場における学習機会の充実を図ります。

1. 数値目標

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している

設定する数値目標	R3 計画策定時	実績値		R9 目標値
		R5	R6	
社会全体において男女が平等になっていると考える市民の割合	10.0%	10.3%	9.2%	30.0%
男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	13.0%	23.4%	20.4%	30.0%
中学校で行われるデートDV防止授業を受けた生徒の割合(授業を受けた生徒数/中学3年生の生徒数) ※1	85.0%	80.9%	50.8%	100%
男女共同参画センター主催の講座等において理解が深まったと答えた市民の割合	78.0%	67.8%	57.7%	90.0%

※1 市の保健師による性教育(デートDV防止)に関する授業を受けた生徒の割合

2. 主な取組

(1) 男女共同参画に対する意識の定着

- ① 男女共同参画センターだよりを年3回(5月・9月・1月)、各2,500部発行し、各自治会推進員、自治協議会、各学校、市内事業所、関係機関等に配布するとともに回覧や各窓口への配架を依頼した。
- ② 男女共同参画に関わる図書や資料を収集し、貸出等を行った。また、市民プラザや図書館で、関連図書を集めた企画展示を行った。
- ③ 市のホームページ、市民プラザwebサイト内男女共同参画センターサイトによる情報発信を行った。
- ④ 市内284自治会384人の男女共同参画推進員に対し、推進員研修会を開催した。(参加者数189人)

- ⑤ 男女共同参画推進事業補助金を活用して、講演会や学習会が開催された。
(自治会4、自治協議会1、市民団体1)

(2) 男女共同参画に関する教育や学習の推進

- ① 「“知る”からはじまる♪男女共同参画♪♪」というテーマで、各自治会や団体の希望に応じた内容の出前講座を実施した。(自治会10、自治協議会1、市民団体1、事業所1)
- ② 市保健師による性教育授業は、市内3校で実施しており、デートDVに関して具体的に考えられるようグループワークも取り入れた。
- ③ 男女共同参画に関する理解と知識を深めるための講演会や研修会を2回開催した。
(参加者数：研修会189人 講演会159人)

3. 課題と今後の方向性

- (1) 固定的な性別役割分担意識を解消するためには、無意識の思い込みをなくす必要があることから、あらゆる機会や手法により継続した啓発を行う。
- (2) 男女共同参画推進員の活動が主体的に進められるよう、具体的な活動内容を提案し支援する。
- (3) 男女共同参画に関する講座は、より多くの人に関心を持ち、参加することができる工夫が必要である。

基本目標2 あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進

女性が、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画できる、地域づくりや職場づくりを推進します。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、ライフスタイルに応じた働き方が選択できるように、長時間労働の是正や男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組むとともに、男性の家事や育児、介護等への参画を促します。さらに、多様な働き方を支える取組により、ワーク・ライフ・バランスのさらなる実現をめざします。

1. 数値目標

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している

設定する数値目標	R3 計画策定時	実績値		R9 目標値
		R5	R6	
職場において男女が平等になっていると考える市民の割合	26.1%	26.4%	26.1%	44.0%
ワーク・ライフ・バランスがうまく取れていると考える市民の割合	55.0%	42.2%	44.0%	70.0%
審議会等における女性委員の割合	28.5%	30.9%	30.7%	35.0%
女性委員を登用していない審議会等の数	15	13	13	0
市内小中学校の学校管理職に占める女性の割合	13.8%	22.2%	25.0%	22.0% (令和7年度)
市役所職員の女性管理職の割合	12.4%	11.0%	11.0%	15.0% (令和6年度)
市役所職員の女性監督職（係長級）の割合	11.6%	11.8%	18.9%	15.0% (令和6年度)
男女共同参画センター主催の女性の働き方に関する講座において意識が変わったと答えた市民の割合	—	80.7%	86.6%	50.0%
自治会などの地域活動の場で男女が平等になっていると考える市民の割合	19.7%	18.0%	16.3%	37.0%
固定的性別役割分担に「反対」と考える市民の割合	50.3%	69.5%	72.5%	70.0%
市役所男性職員の育児休業取得率 ※2	7.8% (27.3%)	9.4% (33.3%)	29.4%	20.0% (令和6年度)
市の子育て支援施策や子育て環境に満足している市民の割合	44.5%	45.2%	45.3%	60.0% (令和6年度)

※2 育児休業取得率の算出方法変更について

令和6年度から、厚生労働省が示す「育児休業等の取得割合算出方法」に基づいた割合を掲載しています。なお、R3、R5の実績値（下段）は、令和6年度からの算出方法により算出した割合を記載しました。

算出方法

【令和5年度まで】 $\frac{\text{3歳未満に子を有する男性職員で育児休業を取得した職員数}}{\text{3歳未満の子を有する男性職員}}$

【令和6年度から】 $\frac{\text{当該年度中に新たに育児休業を取得した職員数}}{\text{当該年度に新たに育児休業取得が可能となった職員数}}$

2. 主な取組

(1) 誰もが働きやすく働きがいのある職場づくり

- ① 入札参加資格審査における「男女共同参画」加点制度の周知により、132件の事業所の取組があった。
- ② 女性活躍推進のための両立支援助成金は10事業所の制度利用があった。
また、雇用維持安定支援事業補助金を活用して、10社が社内研修を実施した。
- ③ 柔軟な働き方や休暇取得のための奨励金は、16社から申請があった。

(2) 女性の社会活動への参画拡大

- ① 審議会委員の登用にあたり、委員の任期が終了する2～3ヵ月前に事前協議書の提出を促し、職員の意識づけを行った。
- ② 令和6年度は、市内小中学校の女性管理職が2名増え、目標値の22%を超えることができた。
- ③ 市役所の女性職員が、ワーク・ライフ・バランスを考えながら、充実したキャリアを描くために必要な準備やさらなるキャリアアップに向けて前向きに捉えられるようリーダーとして必要な資質やスキルの向上を図るための研修を実施した。
(受講者18人)
- ④ 女性農業者をつなぐ「丹波根っ子の会」の活動を通じて、市内外の女性農業者との交流や、資質向上に取り組んだ。
- ⑤ 第28回全国高等学校女子硬式野球選手権大会期間中、市と連携協定を締結している武庫川女子大学から選手のサポートを受けた。

(3) 家庭・地域における男女共同参画の促進

- ① 課題解決に取り組む地域を個別に支援する「地域の未来をデザインするプロジェクト（通称:ミライン）」に、取り組む地域が1ヶ所増え、7地域になった。

- ② 男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、男性を対象とした講座（3回）や座談会（1回）を開催した。
- ③ 子育てや家事を協力し、安心して出産・子育てができるよう「パパママ教育」を実施した。土曜日だけでなく平日にも開催し、学習の機会を増やした。
- ④ 市役所職員のワーク・ライフ・バランスの促進に向けて、水曜日のノー残業デーの推進や年次有給休暇の取得を促進するとともに、時差出勤の試行を行った。
- ⑤ 女性の多様な働き方を考えるため、働き方セミナーを1回、チャレンジ相談を3回実施した。
- ⑥ 仕事と子育ての両立ができる環境を整えるため、延長保育事業（10施設）、一時預かり事業（14施設）、病児保育【体調不良児対応型】（13施設）に対して、補助金を支給した。また、アフタースクール事業では、開設時間を延長するなどして利用希望に応じて対応した。（登録児童数：1,222人、延べ利用者：168,355人）

3. 課題と今後の方向性

- (1) 「ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人」の割合は44.0%と、前年度より1.8ポイント高くなった。しかし、固定的な性別役割分担を前提とした長時間労働等の慣行が根強く残っていると考えられるため、市民それぞれが自分自身の人生をよりよく生きるためのワーク・ライフ・バランスについて考え実践ができるよう広報・啓発を推進する必要がある。
- (2) 女性の活躍推進に取り組む事業者は増加しているが、事業者間に温度差があるため、事業所訪問を通じて制度周知に努める。
- (3) あらゆる分野への参画を進めるためには、長年にわたり、人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込みを解消し、誰もが参画しやすい場づくりや仕組づくりを検討する必要がある。
- (4) 市役所職員の女性監督職（係長級）の割合が、7.1ポイント上昇した。
女性職員数からみると急激に割合が改善するのは難しいが、昇任に関する不安等に寄り添った取組等を通じ、職員数における男女比率までは段階的に登用率を上昇させていく必要がある。引き続き、「組織の中でいかに活躍し、キャリアを積んでいくか」という意識改革を進めるとともに、女性が働きやすい職場環境の整備に取り組む。
- (5) 育児休業に関する制度の認知度が高まり、男性職員が心理的な面でも育児休業が取得しやすくなっている。今後は、制度利用者が増えることにより、その部署の業務をどう補っていくかという課題に取り組む必要がある。

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

男女の身体的な違いを理解し、誰もが、元気でこころ豊かな暮らしができるよう、ライフステージに応じた身体づくりや介護予防についての正しい知識を普及します。

また、重大な人権侵害であるDVや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、DV等被害者が相談しやすい体制づくりの構築や関係機関との連携強化による適切な支援など、被害者の早期発見・早期対応と自立支援をめざします。

さらに、男女共同参画の視点から、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など生活上の困難を抱えた人が、孤立せず、安心して暮らし続けることができるような支援体制の構築をめざします。

1. 数値目標

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

また、当該年度に調査を行っていない項目については、「—」で表示している。

設定する数値目標	R3 計画策定時	実績値		R9 目標値
		R5	R6	
DVを言葉も内容も知っている市民の割合	59.0%	—	—	90.0%
自立していない期間 (平均寿命から健康寿命を引いた年数)	1.50年(男) 3.47年(女)	—	—	1.00年(男) 2.84年(女)
妊娠・出産に満足している市民の割合	86.9%	86.3%	86.4%	92.5% (令和6年度)
住んでいる地域は、生活課題について気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合	35.9%	32.4%	29.5%	50.0% (令和6年度)
LGBT(性的マイノリティの総称の一つ)を言葉も内容も知っている市民の割合	41.6%	—	46.9%	70.0%
市内全自治会における自主防災組織の組織率	81.2%	82.9%	83.3%	100%

2. 主な取組

(1) あらゆる暴力の防止と根絶

- ① あらゆる暴力への対策の推進として、DV対策推進委員会を開催し、第3次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画の進行状況の点検・評価を行った。
- ② 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、市民を対象としたワークショップ「みんなでパープルリボンをつくろう」を商業施設の催事場や市民プラザで、開催し啓発を行った。
- ③ デートDV防止授業は、ゲストティーチャーを招かず、教職員が指導をしている学校・学級もあり、全中学校（6校）で学習の機会があった。

(2) 生涯にわたる健康づくり

- ① こころのケア相談を年5回開催し、18人から相談を受けた。また、電話での相談が71件あった。
- ② 特定検診受診率の向上をめざし、休日に検診日を設定した。
- ③ 男女ともに住み慣れた地域で暮らすことをめざして、住民主体で実施されている「いきいき百歳体操」は、新たに9団体開始された。(204団体、2,415人参加)

(3) 安全安心な暮らしのための環境づくり

- ① 外国人市民が安心して暮らすことができるように、市役所の手続きに必要な多言語通訳のシステムを導入するとともに、多文化共生社会の実現に向けた基本方針を策定した。
- ② 地域における支えあい活動や身近な生活課題について話し合う「支えあい推進会議」が新しく2地区設置され、各地区に応じた活動が進められた。
- ③ 女性の孤立を防止するため、女性のための悩み相談を年18回開催した。
(延べ相談件数 34件)
また、女性同士がゆるやかにつながる場として「つむぎカフェ」を年8回開催した。
(延べ参加者数 26人)
- ④ 性的マイノリティに関する理解の促進策として、研修会を開催した。また、性的マイノリティのための電話相談を開設するとともに、リーフレットやカードを配布した。
- ⑤ 丹波市防災フェスタにおいて、約250組の家族に避難所体験をしてもらい、男女別のプライベートルーム、簡易ベッド、簡易トイレを設営し、避難所運営における男女共同参画の必要性を啓発した。

3. 課題と今後の方向性

- (1) あらゆる暴力の防止と根絶、被害者の保護については、DV対策推進委員会の助言指導を受け、庁内関係課の取組の見直しに反映させる。
- (2) 暴力の防止に向けた意識啓発は、市民が参画し、自分ごととして捉えてもらうことができるような啓発活動を行う。
- (3) いきいき百歳体操の取組は、令和7年度で10年目に入る。
既設置団体において、参加者が減少している団体もあり、新たな継続支援が必要となっている。
- (4) 市内25地区のうち、支えあい推進会議の未設置地区が1地区あるため、引き続き設置に向けた取組を推進し、支えあいや見守り等の自発的な活動のある地域づくりをめざす。
- (5) 自主防災組織ができていない自治会に対し、自主防災組織の結成メリットを周知啓発し、組織率の向上をめざす。

Ⅲ. 事業の実施状況評価

3つの基本目標をもとに8の基本方針、19の推進項目を掲げており、52の事業を実施している。複数の課にまたがる事業があるため、延べ事業数は84となっている。

これらの事業の令和6年度の実施状況について、担当課による実施状況の自己評価と男女共同参画に対する配慮度評価を以下のとおり行った。

【自己評価基準】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
- B：事業を実施し、一定の成果が得られた
- C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
- D：事業を実施しなかった

【配慮度評価基準】

- 1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
- 2：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
- 3：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
- 4：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか
- 5：計画に掲げる基本目標の実施に貢献したか

基本目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

○実施状況自己評価（延べ事業数 13）

基準	A	B	C	D	計
事業数	4	9	0	0	13
総事業数に占める割合	30.8%	69.2%	0.0%	0.0%	100.0%

○配慮度評価

項目	1	2	3	4	5
事業数	11	10	9	9	13
総事業数に占める割合	84.6%	76.9%	69.2%	69.2%	100.0%

基本目標2 あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進

○実施状況自己評価（延べ事業数 41）

基準	A	B	C	D	計
事業数	10	30	1	0	41
総事業数に占める割合	24.4%	73.2%	2.4%	0.0%	100.0%

○配慮度評価

項目	1	2	3	4	5
事業数	37	36	28	34	36
総事業数に占める割合	90.2%	87.8%	68.3%	82.9%	87.8%

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

○実施状況自己評価（延べ事業数 29）

基準	A	B	C	D	計
事業数	8	21	0	0	29
総事業数に占める割合	27.6%	72.4%	0.0%	0.0%	100.0%

○配慮度評価

項目	1	2	3	4	5
事業数	24	23	20	24	27
総事業数に占める割合	82.8%	79.3%	69.0%	82.8%	93.1%

IV数値目標の実績値一覧 ※当該年度に調査を実施していない項目については、実績値欄に一と記載している。

基本目標	No	設定する数値目標	計画策定時の値 (R3年度)		実績値		数値目標 (R9年度)	出所(担当課)	算出方法・考え方	今後の課題と方向性
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度				
1		社会全体において男女が平等になっていると考える市民の割合	10.0%	9.2%	10.3%	9.2%	30.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター)・生涯学習活動に関するアンケート(人権啓発センター)	社会全体の中で、固定的な性別役割分担意識により、それぞれの個性や能力の発揮が妨げられないことが大切であるため。	固定的な性別役割分担意識を解消するためには、無意識の思い込みに基づく必要があることから、あらゆる機会や手法により継続した啓発を行う。
			13.0%	20.4%	23.4%	20.4%	30.0%	人権啓発センター調べ	市民が主体となり、啓発活動を行うことが地域住民の男女共同参画社会づくりに向けて有効であるため。	男女共同参画推進員の活動が主体的に進められるよう、具体的な活動内容を提案し支援する。
			85.0%	50.8%	80.9%	50.8%	100%	こども福祉課調べ	授業を受けた生徒が、性教育(デートDV防止)授業を正しく認識することが必要であるため。	性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等により、暴力が行われることがないよう、DVやデートDV防止に関する啓発を行う。 中学校への性教育は、依頼に応じて実施していく。
			78.0%	57.7%	67.8%	57.7%	90.0%	人権啓発センター調べ	男女共同参画に関する学びの理解が深まることと意識の改革につながることもか	男女共同参画に関する講座の開催については、より多くの人が関心を持ち、参加できるような工夫が必要である。
			26.1%	26.1%	26.4%	26.1%	44.0%	人権啓発センター調べ	職場において、固定的な性別役割分担意識により、それぞれの個性や能力の発揮が妨げられないことが大切であるため。	固定的な性別役割分担意識を解消するためには、無意識の思い込みに基づく必要があることから、あらゆる機会や手法により継続した啓発を行う。
			55.0%	44.0%	42.2%	44.0%	70.0%	市民意識アンケート(人権啓発センター)・丹波市総合計画の目標値	ワーク・ライフ・バランスが進んでいるというところは、仕事と家庭生活の調和が図れており、働きやすい職場であるため。	固定的な性別役割分担を前提とした長時間労働等の慣行が根強く残っていると考えられる。市民それぞれが、自分自身の人生をよりよく生きるためのワーク・ライフ・バランスについて考え実践ができるよう広報・啓発を推進する必要がある。
			28.5%	30.7%	30.9%	30.7%	35.0%	人権啓発センター調べ	市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の達成状況がわかる指標となるため。	審議会等の女性委員登用は、年々増加しているが、目標値には達していない。委員選考の際には、職員が男女共同参画の視点を持つような取組を進める。
			13.8%	25.0%	22.2%	25.0%	22.0%	兵庫県教育委員会(学校教育課)・男女共同参画教育職員ひよごプロジェクト	学校運営における男女共同参画の達成状況を示す指標となるため。	新たな女性管理職が2名増え、目標値を達成した。ミドルリーダ世代の女性教職員への声掛けに取組む等、中期的なビジョンの下、女性の積極的な管理職登用に引き続き取り組んでいく。
			12.4%	10.0%	11.0%	10.0%	15.0%	職員課調べ	市役所職員のうち管理職と監督職(係長級)に占める男女共同参画の達成状況を特定事業主行動計画の目標値	令和5年度から6年度にかけて副課長級が増加したため、管理職の割合は概ね横ばいで、監督職は相対的に上昇している。現状での調査は難しいが、昇任に関する不安等に寄り添った取組等を続け、職員数における男女比率までは段階的に登用率を上昇させていく必要がある。引き続き「組織の中でいかに活躍し、キャリアを積んでいくか」へと意識変革を進めるとともに、女性が働きやすい職場環境の整備に取り組む。
11.6%	15.9%	11.8%	15.9%	15.0%	15.0%	15.0%	市役所職員(係長級)の割合			
2		あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進								

基本目標	No	設定する数値目標	計画策定時の数値目標 (R3年度)	実績値		数値目標 (R9年度)	出所(担当課)	算出方法・考え方	今後の課題と方向性
				R5年度	R6年度				
2 あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進	10	男女共同参画センター主催の女性の働き方に関する講座において意識が変わったと答えた市民の割合	—	80.7%	86.6%	50.0%	人権啓発センター調べ	女性の能力活用に対する意識の向上が女性の社会活動への参画拡大につながるため。	女性自身が自分の能力を生かした働き方や暮らし方を實現するために、継続した学びの機会や相談ができた機会を提供する。
	11	自治会などの地域活動の場で男女が平等になっていると考える市民の割合	19.7%	18.0%	16.3%	37.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター) 市民意識アンケート(人権啓発センター)	地域の活動の場において、固定的な性別役割分担意識により、それぞれの個性や能力の発揮が妨げられないことが大切であるため。	男性中心の社会から多様な人が参画できる社会に変えていくため、あらゆる機会や手法により継続した啓発を行う。
	12	固定的性別役割分担に「反対」と考える市民の割合	50.3%	69.5%	72.5%	70.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター) 市民意識アンケート(人権啓発センター)	家庭や地域における男女共同参画の推進のためには「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識の解消が重要であるため。	固定的な性別役割分担意識を解消するためには、無意識の思い込みに基づく必要があることから、あらゆる機会や手法により継続した啓発を行う。
	13	市役所男性職員の育児休業取得率	7.8%	9.4%	29.4%	20.0%	職員課調べ 次に基づく特定事業主行動計画の数値目標	男性の育児休業取得が進むことで男性の家事・育児への参画が進むため。	制度の認知度が上昇し、心理的な利用しやすさは向上している。今後は制度利用者の増を受け、その部署の業務をどう補っていくかという課題に取り組む必要がある。
	14	市の子育て支援施設や子育て環境に満足している市民の割合	44.5%	45.2%	45.3%	60.0%	子ども福祉課調べ	仕事と子育ての両立のためには、安心して子育てができる環境の整備が欠かせないため。	子育て支援施設については、こども計画に基づき事業展開を行い、子ども・子育てで会議において進捗管理を行っていく。仕事と子育ての両立支援などにも重点をおいた施策を展開することにより、総合的な子育て支援施策の充実を図る。
	15	DVを言葉も内容も知っている市民の割合	59.0%	—	—	90.0%	丹波市男女間の暴力に関する市民意識調査(社会福祉課)	DVについては認知されていることが、暴力の防止に重要であるため。	DVという言葉の認知度は、かなり浸透していると考えられるが、様々な機会を通じて周知、啓発を行い、DVに関する正しい知識を浸透させるための取組の強化が必要である。
	16	自立していない期間(平均寿命から健康寿命を引いた年数)	1.50年(男) 3.47年(女)	—	—	1.00年(男) 2.84年(女)	健康課調べ 丹波市総合計画の目標値	健康たんば21計画に基づき、こころの健康相談や各種健康診断・保健指導を実施することにより、男女が心身ともに健康で暮らせるように支援する。死因や介護が必要になる原因として生活習慣病は大きく関与しているため、健康診受率の向上を目指し、必要な方に保健指導を実施していく。	健康たんば21計画に基づき、こころの健康相談や各種健康診断・保健指導を実施することにより、男女が心身ともに健康で暮らせるように支援する。死因や介護が必要になる原因として生活習慣病は大きく関与しているため、健康診受率の向上を目指し、必要な方に保健指導を実施していく。
	17	妊娠・出産に満足している市民の割合	86.9%	86.3%	86.4%	92.5%	子ども福祉課調べ	安心して、妊娠出産できるということは、女性が自分の健康と権利を守ることができているため。	保健師・助産師による母子手帳交付から、訪問や乳幼児健康診、相談事業を通して、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援する。
	18	住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感えている市民の割合	35.9%	32.4%	29.5%	50.0%	市民意識アンケート(介護保険課)	誰ひとり取り残されなれない社会のために、孤立せず相談ができることが重要であるため。	市内25地区のうち、支えあい推進会議の未設置地区が、1地区あるため、引き続き設置に向けた取組を推進し、支えあいや見守り等の自発的な活動のある地域づくりをめざす。
	19	LGBT(性的マイノリティ)の総称の一つ)を言葉も内容を知っている市民の割合	41.6%	—	46.9%	70.0%	人権啓発センター調べ	性的マイノリティに対して正しく理解することが、男女共同参画社会づくりに重要であるため。	性的マイノリティの人権に関して、正しく理解することができよう、あらゆる機会を通じて啓発に取り組む。
20	市内自治会における自主防災組織の組織率	81.2%	82.9%	83.3%	100%	市民安全課調べ	自分の住む自治会において、自主防災組織があることが安全安心な暮らしにつながるため。	未組織となっている自治会に対し、自主防災組織の結成のメリット(災害時の役割分担の重要性、自主防災組織に対する資機材等の助成制度等)を周知チャレンジ、防火研修、窓口等で啓発し、自主防災組織の結成率向上を目指す。	

第2部 施策の実施状況

基本目標 1 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

<p>※1【実施状況評価】</p> <p>A：事業を実施し、大きな成果が得られた B：事業を実施し、一定の成果が得られた C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要 D：事業を実施しなかった</p>	<p>※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）</p> <p>1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか 2：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか 3：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか 4：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか 5：計画に掲げる基本目標の実施に貢献したか</p>
--	--

■基本方針（1） 男女共同参画に対する意識の定着

▲推進項目① 男女共同参画センターを中心とした広報・啓発の実施

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
1	あらゆる機会を通じた意識啓発（広報・啓発）	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、広報・啓発を行います。広報紙やホームページ、男女共同参画センターにより市民の理解促進を図ります。	人権啓発センター	男女共同参画センター（年3回）発行、市広報、FMラジオ、市内2商業施設での展示（パープルリボン、国際女性デー）を実施した。	○	○	○	○	○	○	男女共同参画に対する意識を定着させるには、社会の慣習やアンコンシャス・バイアスに気づくことが大切であり、時間を要するため継続した啓発を行う。	
2	各種教育機関への情報提供	市内の小・中学校や高等学校、認定こども園など、生徒や子どもに関わる人たちに、男女共同参画に関する情報提供を行い、意識啓発を図ります。	人権啓発センター	市内小・中学校、高等学校、認定こども園にセンターにより各種講座の案内を送付した。（年3回）	○	○	○	○	○	○	センターだけでよりの配布だけでなく、各種講座に参加してもらえよう内容を検討し周知する。	
3	男女共同参画に関する図書・資料の収集と情報提供	男女共同参画に関わる図書や資料を収集し、市民に学習情報の提供を行います。男女共同参画週間等に合わせ、男女共同参画センターや図書館内に関連図書を集めた特集コーナーを設置し、啓発を行います。	人権啓発センター	男女共同参画に関わる図書をそろえ、貸し出しを行った。センター蔵書 760冊（R7.3末）貸出人数延べ 80人 市民プラザにおいて、年間10回の企画展示を行い、意識啓発を行った。	○	○	○	○	○	○	市民プラザ内で図書を閲覧される方もあるが、貸し出しをしていることをさらに周知する必要がある。自治会活動において活用してもらえようように広報を行う。	
4	市職員の男女共同参画に関する理解の促進	各種情報提供を行い、市職員の男女共同参画に関する理解の促進を図ります。	社会教育・文化財課	男女共同参画に関わる図書や資料を収集した。男女共同参画週間に合わせて、中央図書館内に関連図書を集めた特集コーナーを設置し、啓発を行った。	○	○	○	○	○	○	学習情報の提供に関しては手法を研究する必要がある。他図書館の実態等を調査する。関連図書を集めた特集コーナーの設置は継続し、啓発に努める。	
			人権啓発センター	センター（年3回）を各課に配布し、職員への回覧を依頼した。講演会や研修会などの情報提供を行い参加を呼びかけた。審議会の女性委員登壇に関する事前協議について、年2回周知を行った。委員改選前に事前協議書の提出を促す案内をした。	○	○	○	○	○	○	職員が、男女共同参画に関する視点を持つことができよう。センターなどにより回覧のほか、各種講座等の情報提供を行う。	

▲推進項目② 市民主体の啓発活動の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
1	地域や事業所における学習の機会の提供	自治会や自治協議会、事業者が主体となつて行われる学習の機会に対して、資料の提供や講師の紹介、出前講座を実施します。	人権啓発センター	自治会等からの要請を受け、出前講座を実施した。 自治会 10件 自治振興会 1件 地域団体 1件 事業所 1件	A	○	○	○	○	○	男女共同参画社会づくりは、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながるということを、学び実践してもらえらる出前講座を企画する。	
2	自治会等における男女共同参画推進のための支援	自治会等が取り組む学習・啓発活動に対し、補助金を交付します。自治会男女共同参画推進員を支援するため、相談対応や活動事例の紹介、情報提供を行います。	人権啓発センター	男女共同参画推進員に向けた研修会を開催し、推進員の活動について具体的に説明を行った。(参加者189名) また、男女共同参画推進事業補助金を交付し各団体の活動を支援した。自治協議会1件、地域団体1件 交付件数 6件(自治会4件、自治協議会1件、地域団体1件) 交付額 148,516円	A	○	○	○	○	○	男女共同参画に関する取組を行うことが困難な自治会もあるため、自治会や推進員の抱いに寄り添った支援を行うとともに補助金の活用についても提案を行う。	

■基本方針(2) 男女共同参画に関する教育や学習の推進

▲推進項目① 学校における男女平等教育の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
1	道徳教育、人権教育の充実	小中学校の道徳の時間に読み物教材等を活用し、お互いを認め合い、個性や能力が発揮できる生き方についての教育を推進します。	学校教育課	すべての小中学校において「特別の教科道徳」の時間に、教科書や兵庫版道徳教育副読本等を用いて「相互理解、寛容」「個性の伸長」「思いやり」「公正公平」等について取り扱い、お互いを認め合い、個性を尊重する気持ちを養う教育の推進を図った。	B	○	○	○	○	○	児童生徒に特定の価値観を押し付けるのではなく「考え、議論する道徳」の中で主体的に自己を見つめ、自分ごととして今後の男女共同参画社会の在り方を考えられるような授業づくりを推進する。	
2	自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するキャリア教育の推進	「トライやる・ウィーク」、「アントレプレナーシップ教育」、「ふるさとへの誇りと愛着を育む教育」に係る丹波市中高連携事業、「進路指導」等、性別にとらわれず自らの個性と能力を発揮することを大切にするキャリア教育を推進します。	学校教育課	トライやる・ウィークでは多様な他者と協力・協働する体験をすることができた。また、アントレプレナーシップ教育では地域の起業家等から生き方を学んだ。進路選択ではオープンハイスクールなど、生徒自身が情報を収集することを通して、自身の適性に合った進路選択を行うことができた。	B	○	○	○	○	○	学が機会を一過性のものにせず、事前指導・事後指導も含めてカリキュラム化した確実にキャリア発達を図るよう取り組む。また、児童生徒が自らの個性と能力及びキャリア発達のプロセスを認識できるように、小中9年間をつなぐキャリアパスポートの活用を充実させる。	
3	学校におけるデートDV防止授業の実施	中学生を対象にデートDVについての理解を深める授業を行います。	学校教育課	すべての中学校にデートDVについて考える授業を実施し、被害者にも加害者にもならないためにかが大切か考える機会をもつことができた。	A	○	○	○	○	○	ゲストティーチャーを招かず、教職員のみで指導している学校・学級があり、令和3年度からの取組が定着している。	

4	教職員に対する研修の充実	教育活動にいかすために、人権課題をテーマにした研修会を開催し、自らの考え方や行動を振り返り、自身を見つめ直します。教職員の働き方の見直しを進める中で、男女共同参画意識の高揚に努めます。	学校教育課	働き方改革の取組や性の多様性を学ぶ機会と関連して、男女共同参画やジェンダー平等を考える機会を増やし、教職員等の男女共同参画意識の高揚に努めています。男性の育児休暇取得者や子育て支援休暇取得者が増え、男女共同参画意識が高まりつつある。	B	○	○	○	○	○	各種研修会において、列話を通してアンコンシヤス・バイアスへの気づきを促し、さらにジェンダー平等の意識向上を図る。
---	--------------	--	-------	--	---	---	---	---	---	---	--

▲推進項目② 男女共同参画に関する多様な生涯学習の機会の提供

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R6年度 取組状況・実績数値	評価 ※1	配産度評価 ※2					課題と今後の方向性
						1	2	3	4	5	
1	男女共同参画センターを中心とした各種研修会や講座の開催	固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス、女性のエンパワーメントなどあらゆる視点から男女共同参画の意識を浸透させるため、研修会や講座等を開催します。	人権啓発センター	() 内は参加者数 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画講演会(159人) テーマ:防災 男女共同参画基礎講座 ①子育て(女性9人、男性2人) ②介護(女性11人、男性3人) ③女性の健康(女性7人、男性8人) たんば人権講座「女性の権利」(女性15人、男性2人) 女性のためのエンパワーメント講座 ①自分の魅力発見(12人) ②コミュニケーション【連続講座】(1回目7人、2回目7人) 女性のための働き方セミナー【県共催】(12人) 男性のための講座(5人) 100らしさ1にしばれない生き方 男性の育児参画講座 パパと遊ぼう(9組18人) 男性の家事・育児推進事業【県共催】 パパがアッパ!こどもと過ごす笑顔の時間(12組25人) 	A	○	○	○	○	○	男女共同参画センターだけで事業を実施するのではなく、関連する各課などと連携することで、今まで男女共同参画という言葉を知らない人も知ってもらうことができ、今後とも関係課との連携を図り、講座等を開催する。 より多くの人に関心を持ち、参加してもらえようという方面からテーマを検討する。
2	家庭教育や地域の学びの場における男女共同参画学習の推進	子どもの頃からの家庭教育をはじめ、市民それぞれのライフスタイルに応じた地域の学びの場において男女共同参画の視点を取り入れます。	人権啓発センター 関係課	子育て学習センターとの共催による事業では、子育て世代が男女共同参画について学ぶ機会になった。また、自治会の出前講座では、参加者同士の話し合いから学びが深まった。	B	○	○	○	○	○	対象者に応じて、出前講座の内容を検討し、男女共同参画の視点を身近なものとして伝える必要がある。

基本目標2 あらゆる分野における参画における参画と多様な働き方や暮らし方の推進

<p>※1【実施状況評価】</p> <p>A：事業を実施し、大きな成果が得られた B：事業を実施し、一定の成果が得られた C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要 D：事業を実施しなかった</p>	<p>※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】</p> <p>1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか 2：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか 3：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか 4：男女共同参画の視点で配慮した表現で広報・情報提供を行ったか 5：計画に掲げる基本目標の実施に貢献したか</p>
--	---

■基本方針（1）誰もが働きやすく働きたいのある職場づくり

▲推進項目① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進

実施NO	施策・取組	内容	担当課	R6年度		配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	評価 ※1	1	2	3	4	5	
1	雇用の場における男女平等の推進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知・啓発を行います。	商工振興課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて市広報やホームページなどで周知活動を行った。行政と事業者が集い、座談会を開催した。	B	○	○	○	○	○	座談会が特定の層に偏ってしまったため、対象者を幅広く設定する必要がある。啓発活動は継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
2	入札参加資格審査における「男女共同参画」加点点数の周知徹底	兵庫県と「男女共同参画社会づくり協定」を締結している事業所に加点をを行い、男女共同参画の推進を図ります。	入札検査室	丹波市建設工事入札参加資格者に係る資格付与要領において、「男女共同参画社会づくり制度」の規定を設けて、一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請時に主観的事項の数値を格付等級に反映させている。R6年度の申請受付において、132件の事業所の取組があった。	B	○					令和7～8年度一般競争（指名競争）入札等参加資格審査の追加申請においても、引き続き制度の周知徹底を行い、男女共同参画の推進を図る。
3	女性の職業生活における活躍支援	国の両立支援の制度を活用し、働きやすい労働環境を推進するため、上乗せ補助や制度を利用する際の手続き費用を助成します。【女性活躍推進助成金】 女性の活躍推進に取り組む市内中小企業者が、社内の制度改善業務や意識改革研修等に要する経費の一部を助成します。【女性活躍推進助成金】 女性従業員を対象とした職業訓練や技能講習のほか従業員が、社内の制度改善業務や意識改革研修等に要する経費やメンタルヘルス、モチベーション向上等の社内研修における講師招待へい支援事業補助金】	商工振興課	10件の「女性活躍推進のための両立支援助成金」の制度利用があった。 1件の女性の活躍推進に取り組む市内中小企業者の意識改革研修等に関する制度利用があった。 市内事業所における従業員雇用維持安定の支援は、以下のとおり活用があった。 女性従業員対象教育訓練受講者数：78人 従業員対象教育訓練受講者数：366人 社内研修：10件	B	○	○	○	○	○	女性の活躍推進に取り組む事業者は増加しているが、事業者間に温度差があるため、セミナーや座談会等を開催し、制度周知に努める。 女性の活躍推進に取り組む事業者は増加しているが、事業者間に温度差があるため、セミナーや座談会等を開催し、制度周知に努める。 制度利用の大半が商工会会員であるため、会員以外の制度活用を推進する。
4	女性職員の職域の拡大と職場環境の整備	女性職員に多様な職務の機会を付与するとともに働きやすい職場環境を整備します。	職員課 消防総務課	昨年度に引き続き、人事配置に關し、勤務に関する圖書及び運動希望調査により自らの希望等を申し述べた機会を付与し、多様な職務の機会の付与につながった。 2名の女性職員が消防・救急隊員として災害現場へ出動した。 ・災害現場出動件数：600件 （内訳309件、291件）	B	○	○	○	○	○	引き続き、丹波市職員の人事異動に關する調査実施要綱に基づき調査を実施し、人事配置に適宜反映させる。 女性消防吏員の計画的な採用と救急車等を配置する出先機関に宿直勤務を行える環境を整備する。

▲推進項目② ワーク・ライフ・バランスの推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配属度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
1	ワーク・ライフ・バランス 推進に向けた広報・啓発	広報紙やホームページを活用し、働き方の見直しやライフスタイルの充実に向けた広報・啓発活動を行うとともに、商工会やハローワークなど関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について周知します。	人権啓発センター 商工振興課	A	○	○	○	○	○	○	女性も男性も、誰もがワーク・ライフ・バランスについて考えることができる啓発活動を行う。 子育て学習センターを使用しない市民がおり、利用者も育児休暇を取得している市民が増えていることから、子育て学習センターでの出張相談体制を見直す。また、ワーク・ライフ・バランスの開催をニーズに対応して開催する。 妊婦や子の看護に加え、R7年度から男性の育児に対する休暇を拡充した。今後は介護や病気の休暇等も視野に入れた施策を検討する。	
2	休暇制度の取得促進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、柔軟な働き方や休暇が取得しやすい職場環境の創出を支援します。	商工振興課	B	○	○	○	○	○	○	16件の休暇取得を促進するための奨励金制度の利用実績があった。	

■基本方針(2) 女性の社会活動への参画拡大

▲推進項目① 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配属度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
1	行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進	女性委員のいない審議会等を解消し、審議会等の委員への女性登用を積極的に推進します。 市役所職員の意識改革や能力開発を図るために、「キャリア形成研修～女性リーダーのためのベネシヨンの向上や働き続けることへの意欲向上」を実施します。その他、特定事業主行動計画による取組を推進します。	人権啓発センター 関係課 職員課 学校教育課	B	○	○	○	○	○	○	事前協議により、審議会の委員に女性を登用することの必要性を周知する。 将来的に管理・監督職を目指す女性を主眼・主幹級の職員に受講していただいた。引き続き、早い時期からリーダーとして働くことへの意識を醸成し、必要な資質やスキルを身に付けられるような取組を実施するとともに、昇任に対する不安を相談できる職場環境について研究する。 女性管理職の割合は25.0%と著実に登用がすすんでいるが、管理職不足の状況はより厳しくなっている。男女関係なく学校運営への参画意識を高めていく。	
2	事業所における女性の参画促進	幅広い意見を学校運営に取り入れるため、女性教職員の積極的な管理職試験の受験促進に努めます。	商工会やハローワークなどと連携し、事業所への情報提供や女性登用の先事例の紹介を行います。	A	○	○	○	○	○	○	引続き事業者への周知・啓発に取り組み。	

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
3	地域、防災分野等への女性の参画促進	自治会や自治協議会など地域における意思決定、方針決定を行う過程への女性の参画拡大を促します。	市民活動課	女性役員の登用実績 ・自治会(298)のうち、女性役員 会長 5名、副会長 27名	○	○	○				自治会における女性役員の登用について昨年度より増えており、女性の参画拡大は広がっている。住民ワークショップ等を通じて、多様な主体が参画することの効果や必要性に気づいてもらう取組を引き続き行う。	
		地域農業の活性化のために女性が活躍できる環境づくりを進め、農業委員会への女性参画を促進します。	農業者委員会事務局 農林振興課	男女共同参画推進員研修、男女共同参画基礎講座、出勤講座において、地域活動における女性の参画について意識啓発を行った。市民活動支援センターと連携して、自治会の実態を調査することができた。	○	○	○				自治会役員への登用や女性の参画について、各自治会の状況に応じた支援を行う。	
		防災会議や地域組織への女性委員の登用を促進し、防災に関する施策に多様な意見が反映されるよう努めます。	市民安全課 (くらしの安全課)	農業委員会の広報紙を活用し、委員の活動紹介などを実施 農業委員任期：R5年7月～R6年6月(3年間) 委員24名中 女性委員2名	○						前回の改選時と比較し、女性委員の任命数は増加したが、全体数から見ると比率は低い状況である。女性農業者組織への支援を通じて、農業委員会への参画を促すことにも、委員の活動を紹介するなど、農業委員会への理解を深める取組と合わせ、関係機関と連携しながら次期農業委員会委員の改選に向け、女性農業者委員の応募に繋がるよう参加意欲を高めていく。	
				令和6年度母波市防災会議の委員24名中、女性委員は3名であったが、この方々は関係機関の代表者であるため委嘱されていたものである。	○					別枠で防災会議の委員構成について、新たに女性の登用ができないか検討を行う。		

▲推進項目② 女性の能力発揮に対する支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
1	就職を希望する女性への情報提供と就業支援	就職を希望する人への相談や情報提供、セミナー開催など、「丹(まごころ)ワークサポーターたんぼ」が、ワンストップサービスで支援します。	商工振興課	平成30年度に兵庫労働局と締結した雇用対策協定を基に、ハローワーク職員が子育て学習センターに出向き、子育て中の女性男性を対象にした就職相談会「ハローワークキッキング」を32回(各地域)実施した。	○	○	○	○	○	子育て学習センターを使用しない市民がおり、利用も増えていることから、子育て学習センターでの出張相談体制を見直す。また、ワークサポーターたんぼは認定ことも園でのハローワークキッキングの開催をニーズに対応して開催する。		

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
2	継続就業を可能とする支援の充実	商工会やハローワーク等と連携し、育児・介護休業法に基づく制度の整備等について周知・啓発を行います。女性の職業生活における活躍推進のため、市内中小企業等が行う社内の制度改善業務、意識改革研修等に要する経費の一部を補助します。また、女性従業員を対象とした職業訓練のほかに従業員やメンタルヘルス、モチベーション向上等の社内研修における講師招へいに要する経費を補助します。	商工振興課	B	○	○	○	○	○	○	今後あらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。	
3	起業希望者に対する支援の充実	起業を希望する人に、実践の場の提供、店舗の賃借料や販売促進に係る費用の一部を補助します。また、起業家支援窓口「Bizステーションたんば」において、起業等に関するセミナーの開催、専門家による相談やアドバイザー、起業後のフォローアップを行います。	商工振興課	A	○	○	○	○	○	○	引き続き、各関係機関と連携し、市内で起業をめざす者へのフォローアップ体制の強化に取り組む。	
4	女性農業者等の活動支援	女性農業者組織等と連携し、農業者同士の聲がりがりづくりや農業者の育成、経営への参加促進等を図り、女性の活躍を支援します。	農林振興課	A	○	○	○	○	○	○	農業者の約4割は女性であるが、農業就業人口（農業に主に従事する人口）における女性の割合は約3割に留まる状況である。（農林業センサスより） 引き続き、女性農業者組織の活動を支援し、多様な「農」に関わる女性農業者の育成を図るとともに、経営への参画を促進する。	
5	スポーツ分野での活動支援	女子高校野球をはじめとする様々なスポーツ活動に対して、女性の参画を促進する取組を行います。	文化・スポーツ課 人権啓発センター	B	○	○	○	○	○	○	市内外に向けたより一層の女子高校野球の魅力発信が必要である。次世代の小学生が女子野球を始めの目標となる大会として、女子野球の振興や女性スポーツ活動を推進する女子選手および女性がいやすい会場づくり、会場運営を進める。	
6	女性リーダーの育成とネットワークづくりの推進	女性リーダー育成のため、民間団体との連携により、セミナー等を開催します。また、様々な分野で活動する女性やグループのネットワークづくりを行います。	人権啓発センター 関係課	B	○	○	○	○	○	○	女性のリーダー育成やネットワークづくりについて検討する。	

■基本方針(3) 家庭・地域における男女共同参画の促進

▲推進項目① 男女が共に参画する地域づくりの支援

施策NO	施策・取組	内容	担当課	R6年度		配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性	
				取組状況・実績数値	評価 ※1	1	2	3	4	5		
1	多様な主体による市民参画促進	性別や年齢に関わらず、多様な主体が参画できる地域づくりを促進します。	市民活動課	課題解決に取り組む自治協議会を重点的に支援する地域の未来デザインプロジェクト(通称:ミライイン)を継続。7地域が取り組んでいる。(前年度6地域)	B	○	○	○	○	○	○	これまで以上に地域住民が自分事として地域課題に主体的に取り組んでいけるよう、課題の共有、自発的な支援を丁寧に行い、市民に寄り添った支援が必要である。
2	市民活動支援センターの利活用促進	生涯学習、市民活動、地域づくり活動の総合的な支援を行う市民活動支援センターを拠点として、市民の参画によるまちづくりを進めます。	市民活動課	各種相談、講座、交流会などを通じ、市民活動や市民参画に関する様々な情報発信を行った。ザ年間来館者数 18,063人(1日平均 58.8人) ・市民活動や地域づくりに関する相談件数 128件	A	○	○	○	○	○	○	前年度比較すると来館者数は約30%増加し、市民活動支援センターの役割等周知が図られた。各種相談、講座等市民活動や市民参画に関する情報発信を継続して行い、市民が利用しやすい施設を目指す。
3	誰もがどう身近な活動拠点施設の整備促進	自治公民館活動や地域づくり活動の推進を図るため、活動拠点施設の整備を支援します。	市民活動課	地域の生涯学習や地域づくり活動の拠点となる自治公民館、地域づくり活動拠点を地域づくり活動に参画する機会を促す。 ・自治公民館等施設整備補助実績 11件(内訳) 新築 0件 大規模改修 8件 クラウド 3件 ・地域づくり活動拠点施設整備補助実績 5件(内訳) 大規模改修 5件	B	○	○	○	○	○	○	自治会、自治協議会ともに施設の老朽化が課題となっているが、多様な世代が集う交流拠点として重要な役割を果たす施設であることから継続した支援が必要である。
4	高齢者の自立、生きがいを促す	いきいき百歳体操サポーター活動や生活の援助を行う「くらし応援隊」など、高齢者の社会参加による生きがいを推進します。	介護保険課	いきいき百歳体操サポーター ・令和6年度いき百歳サポーター養成講座(4回コース)受講者13名(女性11名、男性2名) うち登録サポーターとして活動している人は10名(女性9名、男性1名) ・全体の登録サポーター69名(女性66名、男性3名)うちサポーターポイント制度申請者57名(女性54名、男性3名) ・参加者による主体的な運営及び活動継続のためのサポートが主な役割。 ・いきいき百歳体操は204団体で実施(令和6年度未現在)	B	○	○	○	○	○	○	いきいき百歳体操サポーターは10年目に入り、既設置団体においても参加者の高齢化や新たな参加者がいないなどにより、減少しているところもあるなど、継続的な運営に向けた支援が必要となっている。 いきいき百歳体操サポーターには地域へのはたらきかけ等の支援も期待されている。 地域包括支援センター、地域支えあい推進員の3者が協力し、いきいき百歳体操事業への新たな支援策を検討を行うし、実施していく。
				いくらし応援隊 ・養成講座を3回開催。 受講者25名(女性19名、男性6名)うち登録者18名(女性13名、男性5名)令和7年3月時点の全登録者は67名(女性56名、男性11名)、協力会員67人、依頼回数(は)1,685件(ともに3月時点)								<<<くらし応援隊>> 協力会員の不足感はないが、養成講座を定期的に開催し、協力会員の養成を図る。協力会員数の維持することにより、新しい依頼会員があってもマッチングできる体制を整えておく。

▲推進項目② 男性の家事・育児・介護への参画促進

実施NO	施策・取組	内容	担当課	R6年度		配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性	
				取組状況・実績数値	評価 ※1	1	2	3	4	5		
1	男性の家事・育児・介護への参画に向けた学習の機会と広報・啓発	あらゆる世代の男性に、家事や育児、介護への参画を促すための、学習の機会や情報提供を行います。	人権啓発センター 関係課	取組状況・実績数値 センターだよりに、アンコンシヤス・ハイヤスや男性の育児休業をテーマにした記事を掲載した。 ・男性のワークライフバランス座談会(参加者14人) ・男性のための講座【再掲】 「100らしごと」に「しぼられない生き方」(参加者5人) ・男性の育児参画【再掲】 「パパと遊ぼう(参加者9組18人)」 ・兵庫県男性の家事・育児推進事業【再掲】 「パパカアアップ!」こともと過ごす笑顔の時間 (参加者12組25人) ・男女共同参画基礎講座【再掲】 ①子育て 参加者11人(男性2人) ②介護 参加者14人(男性3人) ③女性の健康 参加者15人(男性8人)	A	○	○	○	○	○	○	対象を「男性」と明記することで、自分ごとととらえてもらいやすく、参加が増える傾向にある。より関心を持ってもらえるテーマや開催日時を検討して開催する。
2	介護人材の発掘、育成支援		こども福祉課 (健康課)	5年度から産前産後サポート事業を拡大し、子育てや家事を協力して、安心して出産・育児ができるようパパママ教室を実施。教室を土曜日開催し男女ともに参加しやすいよう配慮した。 6年度は、平日開催日も追加し、学習の機会を増やした。 男性の参加者数：R5年度36人、R6年度44人	B	○	○	○	○	○	○	妊婦とパートナーが共に育児や家事に協力して取り組み、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援していく。
3	改正次世代育成支援対策推進法に基づき特定事業主行動計画による取組の推進	基本的な介護の知識や技能を学ぶ「介護入門的研修」を開催し、在宅介護に関わる人材を育成します。特に、男性に対して、介護に対する理解と支える側への参入を促します。 市役所職員の仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。また一斉定時退庁日(ノーマル残業デー)の徹底と管理職のマネジメント力の向上を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。	介護保険課 職員課	令和6年12月3日～19日にかけて全6日間で実施 定員20名に対して5名受講(男性2名)内、全日程終了者4名(男性1名) ・PC画面ロックスシステムの運用による深夜勤務を制限。水曜日のノー残業デーの推進。年休・夏季休暇取得の推進。時差出勤等によりワーク・ライフ・バランスの促進を継続的に実施した。	B	○	○	○	○	○	研修の日程について、休日や夜間などの開催も含め、検討を行ったが、講師や会場の都合により、平日の日中となり、受講者が20名定員のところ5名となった。 本格導入した時差出勤について制度の利用状況や運用上の課題がないか確認し、問題があれば修正する。 ・開庁準備、閉庁後処理に係る状態化した時間外勤務の削減を目指す。	

▲推進項目③ 多様な働き方に対する支援

実施NO	施策・取組	内容	担当課	R6年度		配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性	
				取組状況・実績数値	評価 ※1	1	2	3	4	5		
1	多様な働き方に関する情報提供と学習の機会の提供	フレックスタイム制度やテレワーク等の多様な柔軟な働き方を導入している事業所の取組紹介などの情報提供を行います。また、子育て中の女性等を対象に在宅ワークや起業等に関するセミナーを開催します。	商工振興課 人権啓発センター	取組状況・実績数値 ・就職支援ポータルサイト「キャリアたん」において、フレックスタイム制度やテレワーク等、働きやすい職場づくりに取り組んでいる事業所を掲載した。 子育て中の女性でも参加できる起業に役立つセミナーを実施した。(2回/年) 県共催事業 女性のための働き方セミナー(参加者12人)【再掲】 県共催事業 女性のためのチャレンジ相談(参加者5人)	B	○	○	○	○	○	○	引き続き、働きやすい職場づくりに取り組む事業者のPRに努めるとともに、セミナー等を実施していく。 多様な働き方に対応するため、在宅ワークに関するセミナーを開催する。

施策 NO	施策・取組	内容	担当課	R6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
2	多様な働き方を支える介護 環境の整備	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域包括支援センターを中心とした介護などに関する相談を受け、支援につなげます。 認知症の高齢者等を介護している家族や介護経験のある方を対象に、認知症介護者のつとめ「ほっと」を開催します。 認定こども園等において延長保育・一時保育・病児保育・特別支援保育などを実施し、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。 保護者の就労などにより、見守りができない小学生を対象に、アフタースクール事業を実施し、児童の健全育成を図ります。	介護保険課	<総合相談支援事業実施状況(相談件数)> 心身の状況、居宅における生活の実態その他必要な情報の把握、その他関連施設に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行っている。 基幹型地域包括支援センター49件(実件数) 西部地域包括支援センター652件(延件数) 南部地域包括支援センター668件(延件数) 東部地域包括支援センター505件(延件数)	B	○	○	○	○	○	引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域包括支援センターを中心に相談体制を確保し、必要方には関係機関に繋ぐよう支援していく。	
3	多様な働き方を支える子育て 環境の整備	認定こども園等において延長保育・一時保育・病児保育・特別支援保育などを実施し、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。 保護者の就労などにより、見守りができない小学生を対象に、アフタースクール事業を実施し、児童の健全育成を図ります。	こども育成課 (子育て支援課)	実施12回、延べ48名の参加。現在、介護真ただただ中の人や介護経験者が参加されている。認知症介護者の介助から離れて、介護に苦慮していることや悩みなどを打ち明けたりできるひと時となった。介護者同士だからこそこそか合える時間として心待ちにされている。 仕事と子育ての両立ができる環境を整えるため、様々な保育サービスを提供することができた。 ・延長保育事業補助金 10施設 16,563,000円 ・一時預かり事業補助金14施設 52,539,000円 ・病児保育(体調不良児対応型)事業補助金 13施設 39,426,000円 ・特別支援保育事業補助金 13施設 94,090,000円 市内20か所において開設し、平日は13時から18時まで、更に延長保育として午後7時まで事業を実施した。長期休業中を含めて7時30分より午前8時まで実施した。 ・年間平均開所日数 242日 ・登録児童数 1,222名 ・延利用者数 168,355名	A	○	○	○	○	○	多様化する保育ニーズに対応するため働く保育者の子育て環境を整える必要がある。一方で現場は、滞在保育人材不足が深刻化しており、滞在保育士の職場復帰や、保育士養成校との連携による新規卒生の確保等に取組みが必要がある。 家庭環境や就労状況等による様々なニーズに応えるべく、指導員の安定した配置に努め、専門的な知識の習得や研修受講を通じた質的向上に引き続き取り組む必要がある。 民間委託の拡大により、民間業者の有する専門的なノウハウを指導員研修や運営に活かす、子供の特性に応じた適切な支援のあり方を指導員に広げていく必要がある。	
		医療的ケア児及びその家族が個々の心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、看護師配置のための人件費や安全な受け入れ体制のための研修にかかる費用を確保します。		令和3年9月の法律の施行により、医療的ケア児の個々の状況に応じて適切な支援を受けられるように支援することが求められている。 医療的ケア児の健やかな成長と、安心して産み育てることができる社会の実現に寄与するため、市は自主的かつ主体的に医療的ケア児の家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有していることから、配置看護師への人件費等を補助した。医療的ケア児保育支援事業補助金 4施設 4人 21,435,000円	A	○	○	○	○	○	医療の発展に伴い医療的ケアを必要とする児童が今後も見込まれることから、安定的な看護師の確保が課題となっている。 認定こども園を運営する法人と連携して、本事業の実施に伴う看護師確保に努めているが、卒園後の小学校において看護師が必要になることから、市として、医療的ケア児に対応する一体的な仕組みづくりが必要である。	

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R.6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				※1	※2		1	2	3	4	5	
3	多様な働き方を支える子育て環境の整備	<p>園児・児童の疾病時でも、安心して子育てができる病後児対応型保育事業所の運営を行います。</p> <p>子育てを援助してほしい人と援助したい人が、互いに子育てを助け合うファミリリー・サポートセンター事業を実施します。</p>	<p>こども福祉課 (子育て支援課)</p>	<p>利用者は少なかつたものの、子育て世帯の保護者が、いざという時に預けることができず、施設として安心感や未病の取組等を実施し、また、病後児となった児童を、健全な保育環境で預かることができ、病後児保育事業補助金 ・ 病後児保育事業補助金 1施設 2人利用 4,518,000円</p> <p>乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者などを会員として、原簿の援助を行いたい方と援助を受けたい方との相互支援活動を支援し、子育てと仕事の両立を支援した。 ・ 依頼会員 128名 ・ 協力会員 83名 ・ 西方会員 37名</p>	B	○	○	○	○	○	○	<p>病後児となった児童の家庭が少なかつたことは良かった。必要な時に利用してもらえるように、引き続き事業内容を周知する。</p> <p>活動の担い手とななる協力会員の高齢化が進む一方で、新たな担い手が増えない事により、会員同士のマッチングが今後難しくなる。委託先と連携や、SNSを活用する事により会員数を増やす取組が必要である。</p>

基本目標3

誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

<p>※1【実施状況評価】</p> <p>A：事業を実施し、大きな成果が得られた B：事業を実施し、一定の成果が得られた C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要 D：事業を実施しなかった</p>	<p>※2【配慮評価（該当する項目に「○」をつける。）】</p> <p>1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか 2：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか 3：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか 4：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか 5：計画に掲げる基本目標の実施に貢献したか</p>
--	--

■基本方針（1） あらゆる暴力の防止と根絶

▲推進項目① あらゆる暴力への対策の推進

施策 No	施策・取組	内 容	担当課	R.6年度		配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	評価 ※1	1	2	3	4	5	
1	丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画による取組の推進	あらゆる暴力の防止と根絶、被害者の保護や自立に向けて、庁内の関係課、関係機関等と相互に連携・協力し、計画的に各種施策に取り組みます。	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> DV対策推進委員会を6月に開催した。 DV対策庁内連携会議を年3回（5、7、11月）開催した。 出席職員数：5月…15課（所）23人 7月…16課（所）33人 11月…15課（所）31人 11月には講師を招き職員を対象にDV被害者の現状と危機管理について研修会を実施した。（出席者37人） <ul style="list-style-type: none"> 庁内関係課との連携 16件 警察との連携 11件 法律事務所との連携 6件 他市配暴センターとの連携 2件 	B	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 第3次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画を推進していくために、庁内関係課の取組状況を年1回集約し、計画の進行状況の点検・評価を行う。 庁内関係課の計画の進行状況の点検・評価の結果をDV対策推進委員会で報告して助言・指導を受け、庁内関係課の取組の見直しに反映させる。
2	暴力の防止に向けた意識啓発	性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等により、DVやデートDV防止に關する啓発を行います。	人権啓発センター	パーブルリボン運動を周知するため、ワークショップを開催した。 市内商業施設2ヶ所に協力を得て、啓発のための展示を行った。 センターたよりに、パーブルリボン運動とDV相談窓口を掲載した。	B	○	○	○	○	○	一方的な啓発ではなく、市民が参画し、自分事として捉えてもらうことができるような啓発活動を行う。
			こども福祉課（健康課）	市内中学校3校で性教育を実施した際、デートDVについても説明、啓発した。具体的に考えられるようグループワークも取り入れている。	B	○	○	○	○	○	引き続き各中学校からの依頼に応じ実施していく。

施策 NO	施策・取組	内容	担当課	R6年度 取組状況・実績数値		配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				評価 ※1		1	2	3	4	5	
3	児童・高齢者・障がい者虐待 等の防止対策	<p>育児不安などの相談に対し、家庭児童相談員が、川西子ども家庭センターや児童福祉関係者などと連携を図り、個々の家庭に応じた適切な援助を行い、児童虐待の防止を図ります。</p> <p>要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の早期発見や適切な保護に関する情報共有・連携を図ります。また、虐待の予防や早期発見・対応のため、あらゆる機会を通じた広報・啓発を行います。</p>	<p>子ども福祉課 (社会福祉課)</p>	<p>家庭児童相談室において児童の保護者からの相談に対し、関係機関との連携を図りながら、助言、関係機関の紹介、訪問等の支援を行った。</p> <p>R6新規相談件数…110件</p>	○	○	○	○	○	○	<p>R7年度から設置のことも家庭センター「おひさま」を広く市民に周知し、すべての子育て世帯の方を対象に継続的・包括的な支援を行っている。</p>
		<p>高齢者虐待の防止や早期発見、その他権利擁護のための相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。</p>		<p>令和6年度は通報件数46件のうち、虐待認定が21件であった (虐待認定率45.6%)。</p>	○	○	○	○	○	<p>他機関等との連携を行い、高齢者虐待の防止や早期発見、その他権利擁護のための相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行っている。</p>	
		<p>障がい者虐待の被害者に対し、電話や面接による相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。</p>	<p>障がい福祉課</p>	<p>障がい者虐待の被害者に対し、面談や電話による相談業務(対応)を行い、迅速な対応に加え、適切な情報の提供や支援を行った。</p>	○	○	○	○	○	○	<p>虐待に対する対応の分析から、主な発生要因として、障がいのある人の意思決定についての支援や配慮が不十分であることや、施設従事者の専門性・理解不足・支援技術力の問題、人員不足等が挙げられる。支援者を中心に、意思決定支援の目的や方法について理解を深めるとともに、支援の知識や技術力の向上を図る必要がある。</p> <p>今後も障がい者虐待対応について、速やかにかに事案の確認を行うとともに、以後の虐待事案に対応できる体制を確保する。</p>

▲推進項目② ハラスメント対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
1	各種ハラスメント防止に向けた意識啓発	広報紙やホームページ等を活用し、各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行います。	人権啓発センター 関係課	市広報、ホームページ、FM805を活用し、ハラスメント防止に向けた啓発を行った。	○	○	○	○	○	○	○	ハラスメント防止に向けた、意識啓発は継続的に行う必要がある。わかりやすく周知啓発できるよう工夫をする。

■基本方針(2) 生涯にわたる健康づくり

▲推進項目① 男女の心身の健康保持・増進への支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
1	健康増進事業の実施	健康たんば21に基づき、こころの健康相談や各種健康診査・保健指導等を実施することにより、男女が心身ともに健康で暮らせるよう支援し、健康意識の向上を図ります。	健康課	こころのケア相談：精神科医による相談5回/年 実人員18人 電話相談：71件 特定健康診査実施率 40.1% (令和5年度) 特定保健指導実施率 57.0% (令和5年度) 特定健康診査実施率 40.3% (令和6年度推計値) 令和6年度は休日に健診日を設定した。	○	○	○	○	○	○	こころのケア相談は2か月に1回の開催であり、適時に受けられない場合もあるが、支援者との連携、県の事業等と連携し対応する。健診については、今後も休日に健診日を設定し、受診しやすい体制づくりに取り組む。	
2	一般介護予防事業の推進	男女ともに元気に住み慣れた地域で暮らすことをめざして住民主体で実施されている「いきいき百歳体操」を支援することにより、筋力の維持と高齢者の地域でのつながりや生活支援の広がりを図ります。	介護保険課	令和6年度開始団体：9団体 204団体で実施 (令和6年度未現在) 参加者数2,415人 (前年比113人増 令和6年12月時点) 高齢者参加者数2,299人 (全高齢者に占める割合10.7%)	○	○	○	○	○	○	いきいき百歳体操の取組は令和7年度で10年目に入り、既設置団体においても参加者が減少している団体もあり、継続支援が必要となつてきた。市、地域包括支援センター、地域さえああい推進員の3者が協力し、いきいき百歳体操事業への新たな支援を検討し、実施していく。	

▲推進項目② 妊娠・出産・子育てに関する支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
1	妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援	保健師・助産師による母子手帳交付から、地区担当保健師による訪問や乳幼児健診、相談事業を通し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します。	こども福祉課 (健康課)	・妊娠届出時には、保健師又は助産師が全数面接し、妊娠届から継続した支援を伝えるよう担当保健師名を記載した支援プランを手渡ししている。5年度から産前産後サポート事業を拡大した。バハマ教室は土曜日開催するなど男女ともに参加しやすいよう配慮した。 ・妊娠・出産に満足している市民の割合 R5年度 はい86.3%、いいえ1.6% R6年度 はい86.4%、いいえ2.0%	○	○	○	○	○	○	保健師・助産師による母子手帳交付から、地区担当保健師による訪問や乳幼児健診、相談事業を通し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援していく。	

■基本方針(3) 安全安心な暮らしのための環境づくり

▲推進項目① 誰一人取り残さないための支援

施策 NO	施策・取組	内容	担当課	R6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
1	高齢者や障がい者、外国人が安心して暮らせる環境づくり	「高齢者の尊厳保持」の視点に立ち、成年後見などの権利擁護相談を実施します。認知症の高齢者等が所在不明となった場合に、「早期発見SOSシステム」により、早期発見を図ります。 障がい者やその家族の地域における生活を支援するため、各種福祉サービスの利用相談や介護相談、情報提供などの総合的な相談窓口を開設し、問題解決のための助言、指導を行います。	介護保険課 障がい福祉課	「早期発見SOSシステム」登録者50名(令和6年度末)【令和6年度新規登録者15名】	B	○	○	○	○	○	○	認知症の方が日常生活での偶発的な事故により損害賠償責任を負った場合に備え、令和6年度より「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を創設しているが、認知症当事者やその家族が当制度を利用したことにより、行動変容等評価検証していく。 障がい者基礎相談支援センター、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所が行う基本相談の役割を明確化するなど、わかりやすい相談窓口や情報提供について、支援体制の充実を図る。
		丹波市国際交流協会と連携し、在住外国人が日常生活で抱えている課題の解決に取り組み、地域社会に参画しやすい環境づくりを進めます。	人権啓発センター	外国人市民が安心して暮らすことができようように、市役所のシステムを導入することにも、多文化共生社会の実現に向けた基本方針を策定した。	A	○	○	○	○	○	○	引き続き、国際交流協会との連携により、在住外国人の支援を行う。国籍や民族などの異なる市民が文化的多様性を認め合い、地域の一員として互いを尊重し、誰もが安心して暮らすことができる多文化共生の社会を推進する。
		母子父子自立支援員が養育費相談や就労支援、福祉資金貸付、教育等の相談支援を行います。また、養育費の取り決めの促進、継続した養育費の履行確保を図るために必要な経費の補助を行います。	子ども福祉課 (社会福祉課)	母子父子自立支援員による相談対応により支援を求められたひとり親家庭に対する生活安定に向けた取り組みができた。 R6年度延相談件数…267件 養育費確保支援…6件	B	○	○	○	○	○	○	ひとり親の生活安定を促進するため、離婚前相談等において養育費の履行確保のほかひとり親家庭への支援の周知・啓発を行っていく。
2	ひとり親家庭の生活の安定・自立に向けた支援	ひとり親家庭の父母等、児童を養育している人に児童扶養手当を支給することで、生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図ります。	健康課 (市民課)	児童扶養手当についてはR6年11月から所得制限月額額と第3子以降の加算額の引き上げが行われた。 R6年度末 認定者数…439名	B	○	○	○	○	○	○	少子化に伴い受給者は減少傾向にあるが、引き続き適正な審査に努めながら、認定や支給等スムーズに行われるよう取り組む。
		ひとり親家庭が必要な時に安心して医療を受けられるよう、医療費給付を行います。		県と共同で経済的負担を軽減すべく、公的保険・県・市の3層構造により医療費給付を行っている。 令和5年7月からひとり親家庭等(子ども(高校生世代)への医療費助成)については、子ども医療費助成制度への移行を行っている(子ども医療費助成制度が拡充し、所得制限の撤廃や一部負担金の無料化が行ったため)。 ・受給者数：406名 ・診療件数：5,567件 ・医療給付費：15,196,422円 数値：R7.3末、(R6母子医療費振分表、人員報告より)	A	○	○	○	○	○	○	経済的負担を軽減し、ひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう引き続き支援に取り組む。

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
3	地域の中での孤立を防ぐための支援	<p>経済的理由によつて就学が困難と認められる児童及び保護者に対し、学用品購入費、修学旅行費、給食費等の援助を行います。また、経済的理由により修学困難と認められる高校生又は高等専門学校生を対象に奨学金を給付します。</p> <p>生活上の様々な課題を抱えている人に対し、寄り添った支援を行うとともに、世帯全体を対象とした包括的な支援体制を整えます。</p>	<p>教育総務課</p> <p>社会福祉課</p>	<p>就学援助認定者（延べ人数） 計476人 小学校：進歩保護 283人 要保護 3人 中学校：進歩保護 188人 要保護 2人 奨学金給付 13人</p>	A						<p>学校と連携して制度周知に努め、経済的な理由で就学が困難な家庭が安心して教育が受けられるよう引き続き支援を継続する。</p>	
		<p>既存の分野別の支援体制では制度の狭間の相談の受け止めが円滑にいかず、支援につながらないケースがある。</p> <p>地域共生社会の実現に向けて、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な相談支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」に令和7年度から実施する。</p>			B							<p>「支えあい推進会議」の未設置地区（1地区/25地区）があり、引き続き「支えあい推進会議」の全地区設置を推進する。</p> <p>また、性別や年齢、認知症や障がいのある有りがり無しが関わらず、多様性を認め合い誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するために、地域内で孤立することなく、支えあいや見守り等の自発的な活動のある地域づくりを目指す。</p>
		<p>地域における支えあい活動や身近な生活課題について話し合う「支えあい推進会議」の設置や、地域に応じた様々な活動を地域支えあい推進員と共に進めていきます。</p>	<p>介護保険課</p>	<p>○支えあい推進会議設置数 24/25地区 令和6年度新規設置会議数2地区 ○地域支えあい活動推進モデル事業3地区参加 ①防災講習会の実施、「わたしの、わが家の避難計画」を作成し配布【芦田地区】 ②あんしんカードによる地域見守り活動【幸世地区】 ③いつせ交流サロンでの健康相談、研修会、寄せ書き体験など【前山地区】</p>	B							<p>相談窓口まで来てくれることが困難な相談者に対応するためオンライン相談を実施し、関係機関と連携して周知する。また、女性のための居場所を昼間仕事をしている人が利用しやすいよう夜間にも開催する。</p>
		<p>女性のための悩み相談やサポート事業を実施し、女性の孤立を防止します。また、男性のための悩み相談など必要に応じた専門相談窓口につなぎます。</p>	<p>人権啓発センター</p>	<p>女性のための悩み相談を実施した。 年18回（毎月1回・奇数月6回） 相談件数34件 女性のための居場所「つむぎカフェ」年間8回（参加者 26人） 社会福祉協議会の協力を得て生理用品の配布を行った。</p>	A							

▲推進項目② 性的マイノリティに関する理解の促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R.6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
1	性的マイノリティの人権について理解を深めるための学習の機会と広報・啓発	性的マイノリティの人権について理解を深めるための講演会やセミナーを開催します。広報紙やホームページ、パンフレットを活用し、多様な性について正しい理解を深めるための広報・啓発を行います。 思春期保健事業を通じて、中学生を対象に性的マイノリティの人権についての理解を深める啓発を行います。	人権啓発センター	性的マイノリティの人権についての理解を深めるため、職員研修と市民向けの講座を開催した。また、正しい理解を深めるためにリーフレットを作成し配布した。	○	A	○	○	○	○	性的マイノリティの人権について正しい理解を深めるため、講座を開催したり、リーフレットを幅広く配布し、啓発を行う。	
2	性的マイノリティに寄り添った支援体制づくり	性的マイノリティの不安や悩みを解消するための相談支援や体制づくりを推進します。	人権啓発センター	すべての小中学校において、授業で多様な性について扱っており、児童生徒の理解が進んでいる。また、授業を実施するにあたり、すべての学校で職員研修を行った。	○	B	○	○	○	○	性的マイノリティの不安や悩みを解消するために、相談窓口の広報を継続して行う。	
3	学校における性的マイノリティの理解促進	児童生徒、教職員が「多様な性」に対する正しい理解を授業や研修等を通じて深め、児童生徒が安心して生活できる学校づくりを推進します。	学校教育課	児童生徒が在籍していることを前提に、教職員研修を行う。また、研修の充実を目指すよう資料の周知に努める。また、継続した授業実施により、すべての児童生徒の人権を尊重する学校づくりを推進する。	○	A	○	○	○	○	多様な性について悩みや不安のある児童生徒が在籍していることを前提に、教職員研修を行う。また、研修の充実を目指すよう資料の周知に努める。また、継続した授業実施により、すべての児童生徒の人権を尊重する学校づくりを推進する。	

▲推進項目③ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R.6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
1	地域防災活動における男女共同参画の推進	女性消防団員の確保に努めるとともに、女性が地域防災の担い手として参加できるよう、火災予防啓発活動や初期消火訓練を行います。	消防総務課 (くらしの安全課)	女性消防団員は、現在12名在籍 ・火災予防活動として毎月広報パトロールを実施した。 ・消防吏員とともに救急救助講習会で講師を務めた。 ・秋、春の全国火災予防運動時には、大規模商業施設での啓発広報や水消火器を用いたの初期消火の指導を行った。 ・団員確保のため勧誘活動を実施した。	○	B	○	○	○	○	引き続き火災予防の啓発と防火思想の普及に力を注いでいく。 消火器の取り扱いだけでなく、消火栓の指導等、地域住民に対する初期消火訓練も行っていく。 新聞掲載や広報紙等による団員募集のほか、事業所訪問、個別勧誘など継続して取組み、新規女性団員の確保に努める。	
		男性・女性それぞれその視点を活かした地域防災力の強化をめざし、ひょうご防災リーダーの育成を図ります。	市民安全課 (くらしの安全課)	丹波市防災会の女性会員4名に延べ10回の防災訓練・研修にかかわる指導をしていただいた。また、令和6年10月20日には市民主催の丹波市防災会を対象とした防災研修会を開催し、防災リーダーの育成を図った。	○	B					各リーダーが一定の訓練の指導ができる水準まで繰り返し研修を実施し、防災リーダーの指導力の向上を目指す。	

施策 NO	施策・取組	内容	担当課	R6年度 取組状況・実績数値		評価 ※1	記録簿評価 ※2					課題と今後の方向性
				1	2		3	4	5			
2	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営	あらゆるニーズに配慮した避難所運営となるよう、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や啓発に取り組みます。	市民安全課 (くらしの安全課)	令和6年9月29日開催の丹波防災フェスタで避難所体験ブースを設営し、約250組のご家族に避難所の体験をしていただいた。避難所体験では、男女別のプライベートルーム、簡易ベッド、簡易トイレを設営し、避難所運営における男女共同参画の必要性を啓発した。	A	○						引き続き地区単位の避難所訓練を計画し、様々な配慮に対処できる避難所運営を目指す。令和7年度は1月に北小学校で避難所運営訓練を実施予定。
			人権啓発センター	・男女共同参画講演会のテーマを防災に選び、講演会を開催した。 演題：「みんなの視点で考える防災～わたしもあなたもたまたまいせつな命～」 講師：一般社団法人りとりと 代表理事 兼子佳恵さん 参加者数 159人 ・出前講座のテーマに防災を選んだ自治会が3自治会あった。	A	○	○	○	○	○	○	自治会出前講座に、防災における男女共同参画の視点を呼びかけていく。

第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への苦情や意見の申出があった場合は、施策の改善に反映させるなど、問題解決に向けて取り組み、その対応状況について報告するものである。

【令和6年度 対応状況】

・ 申出件数 0件

第4部 審議会からの意見

箇所	意見（要旨）
4 頁	<p>数値目標の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> → 数値目標はどこを目標にして設定されているのか。市民、生徒に関する施策をするのであれば、すべて100%をめざすのが、ベストではないか。 → なかなか数値目標に近づけていない。また、昨年よりも実績値が下がっている項目が多いのも気になった。男女共同参画の意識を高める方策はなされているが、実感して改善されているという数字にならないのが課題だと思う。
6 頁	<p>審議会の女性登用について</p> <ul style="list-style-type: none"> → 審議会の女性登用について、充て職になると男性ばかりになる現実がある。もう少し積極的に働きかけていただくことはできるのか。 → 団体への頼み方や選び方の工夫で、女性委員の登用が増えているということがあれば、部署を超えて共有していただき、女性委員を登用していない審議会等の0をめざしてもらいたい。
7 頁	<p>男性の育児休業取得について</p> <ul style="list-style-type: none"> → 公務員の最近の取得率からすると、やはり少し低い気がする。祖父母に見てもらえるから、休まなくても済んでしまうという事情もあると思うのが、やはり平均からすると少し低めかと思うので、育児休業の取得について検討いただければと思う。
9 頁	<p>数値目標の表記について</p> <ul style="list-style-type: none"> → アンケートで取れていないので実績値が記載されていない箇所がある。次にいつアンケートをするのかを記載しておいた方がわかりやすいと思う。
12 頁	<p>自己評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> → 80ほどの事業のほとんどがAとBと評価されている。Cは1、Dは0である。それに対して、数値目標は達成に向かって進んでいない。このことから、各課の自己評価はあまり改善を必要としないというように読み取れる。 → A・Bが多いのは、達成としては望ましいが、C・Dがこれだけ少ないのは、自己評価が甘すぎるという言い方もできる可能性がある。次の計画に向けて、ある程度高い目標の設定を考える方向に進んでも良いと考える。